

第2章

別表5(1)の記載例も確認 自社株取引に関する 税務上の留意点

PWC税理士法人
公認会計士・税理士 高野 公人
PWC税理士法人
税理士 木野 明日香

れ具体的な税務処理例を交えながら取り上げる。

自己株式の取得

(1) 発行人の税務処理

① 相対取引による取得の場合

自己株式を取得して株主に金銭等の対価を支払う取引は、法人税法上、自己株式という資産を取得するとともに、株主に対して利益の分配が行われたものとして取り扱われる。

すなわち、自己株式を取得することによって資本が払い戻されたと考えられる部分(取得資本金額)について資本金等の額を減少させるとともに、株主に支払った金銭等のうち、取得資本金額を超える部分については、利益を原資として支払われた部分であるとして、利益積立金を減少させることとされている。なお、自己株式は有価証券の範囲から除かれており、資産としての計上はないため取得に際し発生した付随費用は損金として扱われることになる。

株式会社が自己株式の取得を行う場合の取得資本金額および配当とみなされる部分の具体的な計算は、法人税法施行令8条1項20号および法

【この章のエッセンス】

● 自社株を取得して株主に利益還元を行う場合、法人税法上は自己株式の取得と配当の支払の複合取引として取り扱われる。

● 取得した自社株を買収対価として利用する場合、産業競争力強化法の認定を受けた事業再編計画に基づくものとして実行することにより、買収対象会社の旧株主における株式譲渡損益を繰り延べることができる。

自社株にまつわる 税務上の論点

自己株式の取得は、株主への利益還元の手段の一つとして、またRO

E(自己資本利益率)を高める、または株主構成を調整するといった資本政策の一環として行われることが考

えられるが、課税関係が複雑となることから、その実行にあたっては税務処理をよく確認する必要がある。

法人が新株を発行して株主に対して株式を交付する取引は、発行人においては課税所得が生じない資本取引とされる。一方で、法人が自己株式の取得によって株主に利益還元を行う場合には、株主に支払った金銭のうち、利益を原資として支払われた部分については、配当等とみなすこととされている。これは、私法上は自己株式の取得という形態をとっているものの、経済効果としては剰余金の配当を行った場合と同様と考えられることから、両者の課税

上の均衡を図ることとされたものと考えられる。

取得した自己株式については、金庫株としてそのまま保有し続けることも可能だが、再度他の者に譲渡する、買収対価として用いる、役員または従業員に対する報酬として使用するといった利用方法や、必要に応じて消却することが考えられる。

2018年度の税制改正により、産業競争力強化法(以下、「産競法」という)の認定を受けた事業再編計画に基づく買収に関して自社株を対価として交付する場合には、株主における課税の繰延べ規定が設けられており、自社株の活用機会が増えることが期待されている。

本稿では、これらの自社株にまつわる税務上の論点について、それぞ